

見附市告示第20号

見附市ブロック塀等撤去補修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月13日

見附市長 稲田 亮

見附市ブロック塀等撤去補修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市ブロック塀等撤去補修事業補助金交付要綱（平成30年見附市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「一般の交通」を「住宅、事業所等から避難所へ至る避難路」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。